

● 1 設置場所

規則第 12 条第 1 項第 4 号の規定によるほか、非常電源の設置場所は、建築物の屋上等の水没のおそれの少ない場所に設置すること。 ☆

◇平成 24 年 1 月 1 日追加

● 2 不燃専用室等

(1) 規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ロ)、同号イ(ホ)(1)の「専用の室」とは、次による非常電源専用室（以下「不燃専用室」という。）をいう。

ア 不燃材料で造られた壁、柱、床、天井で区画されている（以下「不燃区画」という。）不燃室であること。なお、巾木、廻り縁等を設ける場合には不燃材料とすること。 ☆

イ 不燃区画に設ける 150φ以上の換気口等には F D、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）の防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてあること。ただし、自家発電設備によるもので、原動機の給気及び排気に供するダクト、ガラリ等で外壁面に設けるものにあつては、この限りでない。

また、非常電源用の自家発電設備と変電設備が同一区画内に存在する場合の外壁面に設けるダクト、ガラリ等にあつては、当該ダクト等が延焼のおそれのある部分に存在しない場合には上記と同様とする。延焼のおそれのある部分に存在する場合はダクト等に F D を設け、非常電源用の自家発電設備の給気は延焼のおそれのない部分から直接給気できる様に措置をすること。 ☆

ウ 不燃区画を貫通する管、配線等の貫通部分は、不燃材等で充填してあること。

◇(1)ア・イ平成 27 年 1 月 1 日改訂

(2) 規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ロ)(1)、同号イ(ホ)(3)の「不燃材料で区画された……その他これらに類する室」とは、前ア～ウのほか、その区画にボイラー等の火気使用設備及び多量の可燃物がない電気室、機械室等（以下「不燃区画機械室」という。）をいう。 ☆

● 3 専用受電設備

非常電源専用受電設備は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号）、配電盤及び分電盤の基準（昭和 56 年消防庁告示第 10 号）によるほか、次によること。

(1) 規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(ロ)(1)に規定する場所に設置する高圧又は特別高圧で受電するキュービクル式のもの、原則として認定品を設置すること。

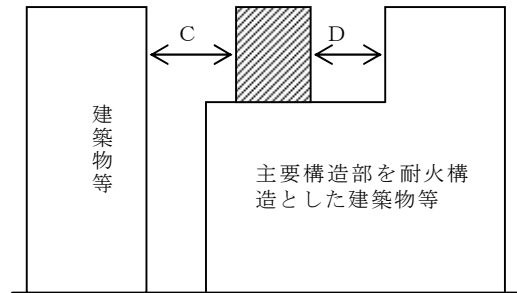
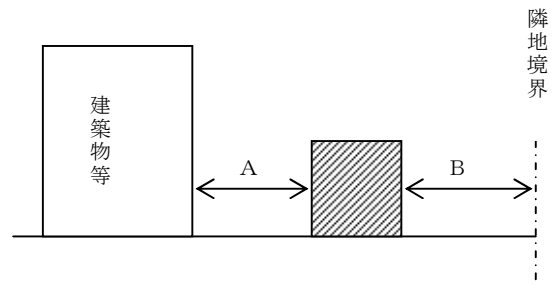
(2) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備は、次のいずれかによること。

ア 不燃専用室に設置すること。 ☆

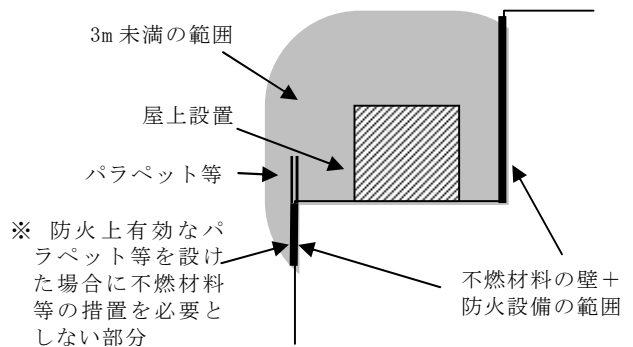
イ キュービクル式のものにあつては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは耐火建築物の屋上に設置すること。 ☆

ウ 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあつては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から 3m 以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等には F D、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。（次図参照） ☆

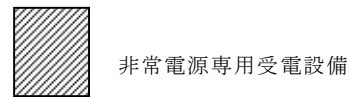
◇ウ平成 27 年 1 月 1 日改訂



A、C、D：3m 以上
B：道路、河川及び公共の公園等並びに非常電源専用受電設備から 3m の範囲を有効に不燃材で遮へいたものを除き 3m ☆



3m 未満の範囲は上下方向にも及ぶものであるが、設置階の屋上部分に高さ 110cm 以上で耐火構造のパラペット、手摺壁を設けた場合は下階の部分については、その限りでない。



(3) 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤、分電盤（以下「配電盤等」という。）の設置場所は次表によるものとし、原則として認定品とすること。（※は、前記(2)第 1 図参照）

設置場所	非常用配電盤等の種類
不燃専用室	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等

◇ 非常電源

屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。）※	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等 その他の配電盤等
不燃材料で区画された変電設備室、機械室等及びその他これに類する室（火災の発生するおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）	第 1 種配電盤等 第 2 種配電盤等
上記以外の場所 ※	第 1 種配電盤等

- ★ ◇(3)平成 24 年 1 月 1 日改訂
- (4) 開閉器には消防用設備等の名称を赤色で表示すること。
- (5) 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（キュービクル式を除く。）の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係のない機器及び配線と容易に識別できるように隔離又は不燃材料の隔壁で遮へいすること。★
- (6) 引込線取付点（電気事業者用の貸室等がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路を耐火配線とすること。★ ただし、次のいずれかによる場合は、この限りでない。
- ア 地中埋設 ★
 - イ 別棟、屋外、屋上又は屋内側の開口部からの火災を受けるおそれが少ない場所 ★
 - ウ 不燃材料で区画されたボイラー等の火気使用設備のない電気室、機械室等 ★
- (7) 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、前号イ、ウ、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、(3)の配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。★
- (8) 次表の保有距離を確保すること。★

保有距離確保部分		保有距離		
配電盤等	操作面	1m 以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は 1.2m 以上		
	点検面	0.6m 以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。		
	換気口を有する面	0.2m 以上		
変圧器・サ	点検面	0.6m 以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。		
	その他の面	0.1m 以上		
キュービクル式の周囲	操作面	屋内に設ける場合	1.0m 以上	屋外に設ける場合 1m 以上 ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けている場合は、屋内に設けることができる。
	点検面		0.6m 以上	
	換気口を有する面		0.2m 以上	

キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電池設備間	1m 以上
--------------------------------	-------

● 4 自家発電設備

自家発電設備の基準(昭和 48 年消防庁告示第 1 号)によるほか、自家発電設備は、次によること。

- (1) 原則として認定品を設置すること。
- (2) 設置場所は、次によること。
 - ア 不燃専用室に設置すること。★
 - イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。★
 - ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあつては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から 3m 以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等には F D、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。★ ◇ウ平成 27 年 1 月 1 日改訂
- (3) 原動機への給気は、他の部屋及び建築物等の火災により遮断されないものであること。
- (4) 原動機への給気を電動機の機械給気による場合は、当該電動機の電源も自家発電設備から供給する等、商用電源が停電しても給気できる措置をとること。
- (5) 自家発電設備の容量は、次によること。
 - ア 自家発電設備に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となる容量がある場合は、この限りでない。★
 - イ 自家発電設備は、全負荷同時起動できるものであること。ただし、全ての消防用設備等に 40 秒以内に電力を供給でき、且つ、逐次 5 秒以内に順次電力を供給できる場合は、この限りでない。★
- (6) ガスを燃料とする原動機による自家発電設備（以下「ガス発電設備」という。）は、次によること。
 - ア ガス事業法第 2 条第 9 項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機による自家発電設備で、当該ガス事業者からの供給系統について社団法人日本内燃力発電設備協会の「ガス専焼発電設備を設置する場合における主燃料の安定供給の確保に係る評価委員会」の評価により安定供給の認定を受けた場合は、予備燃料を設置しないことができる。
 なお、この場合の評価の対象は防火対象物ごとであり、ガス製造設備出口バルブから対象発電機の区分バルブまでであること。★
 ◇ア後段平成 24 年 1 月 1 日追加
 - イ ガス供給配管系統をガス発電設備以外の他の火気使用設備等と共有する場合は、他の火気使用設備によりガス発電設備に支障が生じない措置を講じること。★
 - ウ ガス発電設備、その他の火気使用設備へのガスを供給する配管には緊急ガス遮断装置を設け、それらは防災センター等から遠隔で操作できるようにすること。そのうちガス発電設備に設けるものは専用とすること。★
 - エ ガス発電設備を設置されている部分には、ガス漏れ警報設備を設置すること。★

オ ガス漏れ警報設備の検知器は、ガス発電設備が設置されている部屋、ガス発電設備のシュラウド内、ガス供給管の外壁貫通部及び非溶接接合部付近に設け、その作動が防災センター等で確認できること。 ☆

(7) 自家発電設備の保有距離は、次表によること。 ★

保有距離確保部分		保有距離
発電機・原動機本体	相互間	1m以上
	周囲	0.6m以上
操作盤	操作面	1.0m以上 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検面	0.6m以上 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料タンクと原動機の間 (燃料一体型のキュービクル式を除く。)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2m以上 ただし、不燃材料で有効に遮へいした場合は、0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

● 5 蓄電池設備

蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）によるほか、蓄電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

- (1) 原則として認定品を設置すること。
- (2) 設置場所は、次によること。
 - ア 不燃専用室に設置すること。 ☆
 - イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆
 - ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置するものにあつては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部から3m以上の距離を有して設置すること。ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物等の開口部に、150φ以上の換気口等にはFD、窓などの開口部及び出入口（常時出入りする部分に設けるものにあつては、自動閉鎖装置等により常時閉鎖となること。親子扉の場合には順位調整器を設けること。）には防火設備又は特定防火設備である防火戸が設けてある場合は、この限りでない。 ☆ ◇ウ平成27年1月1日改訂
- (3) 充電装置を蓄電池室内に設置する場合は、鋼製の箱に収容すること。 ★
- (4) 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤からの専用回路とし、開閉器には、その旨の表示をすること。 ★
- (5) 蓄電池設備の保有距離は、次表によること。 ☆

保有距離確保部分		保有距離
充電装置	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
蓄電池	点検面	0.6m以上

列の相互間	0.6m以上 架台等に設ける場合で、蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものにあつては、1.0m以上
その他の面	0.1m以上 ただし、電槽相互間は除く。

● 6 燃料電池設備

燃料電池設備の基準（平成18年消防庁告示第8号、以下「燃料電池告示」という。）によるほか、燃料電池設備は、次によること。ただし、消防用設備に内蔵するものは除く。

- (1) 原則として認定品を設置すること。
- (2) 設置場所は、次によること。
 - ア 不燃専用室に設置すること。 ☆
 - イ キュービクル式のものにあっては、不燃専用室、不燃区画機械室又は屋外若しくは建築物の屋上に設置すること。 ☆
 - ウ 前記(1)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設置すること。 ★
- (3) 燃料電池告示第2第7号口のガス事業者により供給されるガス（必要ガス量を常時貯蔵している場合は除く。）を燃料とする場合は、前記●自家発電設備(6)ア及びイによること。 ☆
- (4) 燃料電池設備の保有距離は、次表によること。 ★

保有距離確保部分		保有距離
燃料電池・改質装置収納箱	操作面	1m以上
	点検面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料貯蔵容器 (高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の規定による高圧ガスを用いるものに限る。)		高圧ガス保安法の規定による距離

◇●6 平成24年1月1日追加

● 7 容量

非常電源の容量は、当該消防用設備等の規定によるほか次によること。

- (1) 消防用設備等に係る負荷全てに所定の時間供給できる容量であること。ただし、同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対して非常電源を共用し、一つの非常電源から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに当該消防用設備等が独立して使用されるものは、その防火対象物のうち最大となるものに供給できる容量があることで足りるものであること。 ☆
 - (2) 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で、次に適合するものは、当該一般負荷の容量は除くことができる。
 - ア 非常電源を供給される消防用設備等の加圧送水装置及び排煙機の起動時に一般負荷を遮断するもの。 ☆
 - イ 前アの一般負荷遮断方式は、自動とし、復旧は手動とすること。 ☆
 - ウ 一般負荷を遮断する操作回路等の配線は、耐火又は耐熱配線とすること。 ☆
 - エ 一般負荷を遮断する機器等は、発電機室、不燃区画機械室等の容易に点検できる場所に設置し、当該機器には、その旨の表示を付すること。 ☆
- ◇ア・ウ平成28年4月1日ただし書き削除

- (3) 移動式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備並びにパッケージ型消火設備の表示灯の電源を自家発電設備、蓄電池設備又は

◇ 非常電源

燃料電池設備から供給する場合は、その表示灯を20分以上点灯することができる容量以上とすること。
◇(3)平成26年1月1日追加

◆ 通知

○ 計画停電（長時間停電）中の消防用設備等の非常電源の取り扱いについて

平成23年4月15日新消設第3号設備保安課長

東日本大震災の影響により、東北電力株式会社管内においても電力供給の逼迫が予想され、長時間にわたり停電となることが計画されています（以下「計画停電」という）。このような状況において、消防用設備等の非常電源（自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備）を一般電灯負荷等に供給する場合及び火災時にのみ非常電源を供給するように改造する場合の取り扱い等を下記のとおりとしましたので、関係者への周知をお願いいたします。

記

- 1 非常電源の一般電灯負荷等への供給
消防用設備等の非常電源を一般電灯負荷等に供給することは、非常電源が次のいずれかに該当し、かつ、消防用設備等の非常電源として必要とされる燃料分が確保されている場合に可能であること。
 - (1) 一般電灯負荷等を含めた非常電源の負荷容量が確保されていること。
 - (2) 火災時には消防用設備等の非常電源が確保されるよう自動火災報知設備等の信号により、一般電灯負荷等が自動的に遮断される措置がされていること。
- 2 火災時にのみ非常電源を供給すること
 - (1) 低電圧または停電時に自家発電設備が火災時にのみ運転する（例として低電圧信号及び自動火災報知設備の発報信号（他にはスプリンクラー設備の作動信号等）のANDにより自家発電設備が自動運転するような措置、以下「自火報連動運転」という。）ように改造する場合は、自動火災報知設備の予備電源以外に自動火災報知設備を3時間以上作動させることのできる蓄電池設備等の非常電源を設けること。
 - (2) 既存の対象物で自火報連動運転となっているものは、自動火災報知設備の予備電源（警戒のみの場合は1時間程度）が、長時間の停電により全放電すると自家発電設備を手動で起動しなければならない場合があることを関係者に周知すること。
- 3 その他
 - (1) 上記1及び2(1)の場合について、新たにその措置をする場合は、消防用設備等の設置届（非常電源に係わるもので、工事種別は「改造」に該当し、現場検査を省略できるものであること。また、設置届には、それらの措置が分かる図書を添付させるものとし、その他の試験結果報告書は省略できるものであること。）が必要であること。その場合に、新たに負荷が増加するときは、昭和63年8月1日付け消防予第100号消防庁予防課長通知の「消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について」により消防用設備等を含めた合計の負荷を有効に作動させることができることを確認すること。
 - (2) 自家発電設備の機能の確保
消防用設備等の非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、自家発電設備について、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。
 - (3) 平常時の想定を超えて長時間自家発電設備を運

転することにより、消防法による一般取扱所または新潟市火災予防条例による少量危険物の規制を新たに受ける場合があるため、必要に応じて計画停電時の1日当たりの消費量等を確認し、該当する場合には必要な手続きをとらせること。

○ 非常電源（自家発電設備）の点検基準等の一部改正に係る運用について（通知）

平成30年12月20日新消予第161号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第12号）が公布されたことに伴い、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件の交付について（平成30年6月1日付け消防予第372号）が発出され、非常電源（自家発電設備）の点検方法を合理化する等の整備が行われました。また、本整備等に伴い、消防用設備等の点検要領の一部改正及び消防法上の取り扱いに関する質疑応答も示されたことから、当市における運用については下記のとおりとするので通知します。

記

- 1 対象範囲
消防用設備等の非常電源として自家発電設備が設置されている防火対象物
- 2 指導方法
 - (1) 消防用設備等点検結果報告書の受付方法
別紙1フローチャートによること。
 - (2) 点検票記載内容の確認
別紙2を参照し、次の事項に留意し確認すること。
 - ア 点検実施者及び点検結果の留意事項
 - (ア) 点検実施者が作成する点検票の運転性能欄に必要事項が全て記入されていれば、運転性能点検の結果の詳細な記録を添付する必要はないものであること。
 - (イ) 非常電源（自家発電設備）の点検は、消防法に基づく点検以外にも電気事業法に基づく点検や、自主的なメーカー保守点検等が行われており、特に電気事業法に基づく点検では、1年又は3年に一回建物を停電させる点検が実施されていることから、当該点検の機会を捉えて、消防法上の点検を併せて実施することが望ましいこと。
 - (ウ) 非常電源（自家発電設備）の点検が、消防法上の点検と併せて実施できない場合は、電気事業法に基づく点検や、自主的なメーカー保守点検等で、運転性能点検の項目又は予防的な保全策の項目を包含する点検が行われている場合は、当該点検を以て消防法上の点検を実施したものとして取り扱って差し支えないものであること。この場合、点検票の運転性能欄に結果を記載することは適切ではないことから、運転性能欄の措置内容欄に別紙である旨を記載させ、別紙として該当する点検の結果を添付すること。
 - イ 運転性能点検の種別及び留意事項
運転性能点検の種別は、実負荷運転、擬似負荷運転又は内部観察等のいずれを選択しても構わないものであること。
 - (エ) 点検項目における負荷運転の点検方法として「疑似負荷装置、実負荷等により定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。」とは、出力に余裕を持って設計された自家発電設備において、設計上想定されている負荷が30%を下回ることが確認できる場合にあっては、当該負荷相当の負荷運転の点検で足りるものであること。また、上記負荷率未満であっても、負荷運転の実施が確認できれば、点検実施済みとして受理すること。（但し、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷、又は当該負荷相当の負荷で点検することが望ましい旨を指

導すること。)

また、必要な時間については、負荷運転を実施して、点検基準に定める事項を確認することが目的であるため、負荷運転はこれらの確認に要する時間行えば足りるものであること。

- (イ) 内部観察等による点検方法として、「オイルパン等から潤滑油を必要量抜き取り、潤滑油の成分に異常がないか確認する。」「冷却水ドレインコック等から、冷却水を必要量抜き取り、冷却水の成分に異常のないことを確認する。(水冷式内燃機関に限る。)」については、潤滑油や冷却水の交換を行うだけでは、当該点検を行ったことにはならないものであること。

ウ 予防的な保全策の実施結果の確認方法及び留意事項

- (7) 運転性能に係る点検を実施した年においては、運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていることを示す書類の添付は不要であること。

- (イ) 非特定防火対象物に消防用設備等の非常電源として自家発電設備が設置されている場合、点検報告の期間は3年ごとに1回であるが、報告時に添付する運転性能の維持に係る予防的な保全策を講じていることを示す書類については、直近に講じたもののみを添付することで足りるものとする。

- (ウ) 点検結果を報告する年と運転性能に係る点検を実施した年が異なる場合は、点検基準別様式第24(その3)の備考欄に運転性能に係る点検(負荷運転又は内部観察等)の最終実施年月日を記載し、直近に講じた予防的な保全策を講じていることを示す書類を添付すれば、「運転性能」欄の点検結果の記載は不要であること。

- (エ) 予防的な保全策の実施者は必ずしも点検資格者でなくて構わないものであること。また、点検票に添付する様式は「運転性能の維持に係る予防的な保全策(参考例)」に限らず、メーカー保守点検等の結果で運転性能の維持に係る予防的な保全策として確認すべき項目が包含されているものであれば構わないものであること。

(3) 消防用設備等点検結果報告書の収受時の留意事項

点検結果内容にすぐに補正できない不備事項等がある場合は、別紙3「消防用設備等点検結果報告書受付時の不備事項の対応について」の記載例を参照し、返却する副本の備考欄に記載すること。また、正本にも同様に記載し、査察対象物担当者に引き継ぐこと。なお、引き継がれた担当者は、継続指導すること。

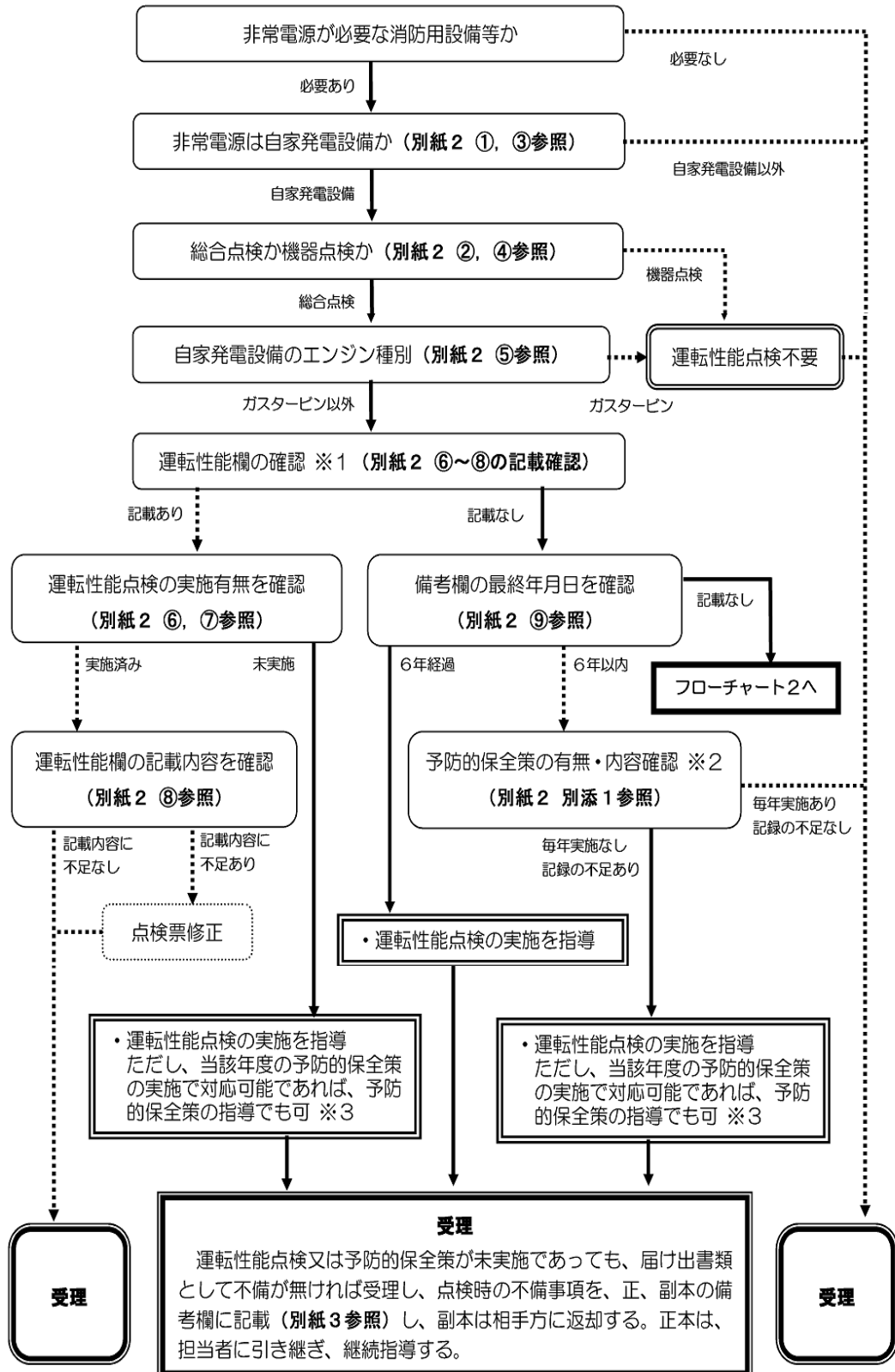
(4) その他

非常電源(自家発電設備)を設置している防火対象物関係者に対し、点検報告の受付対応時又は立入検査等の機会を捉え、改正後の運転性能点検の制度について、別添リーフレットを活用し周知徹底を図ること。

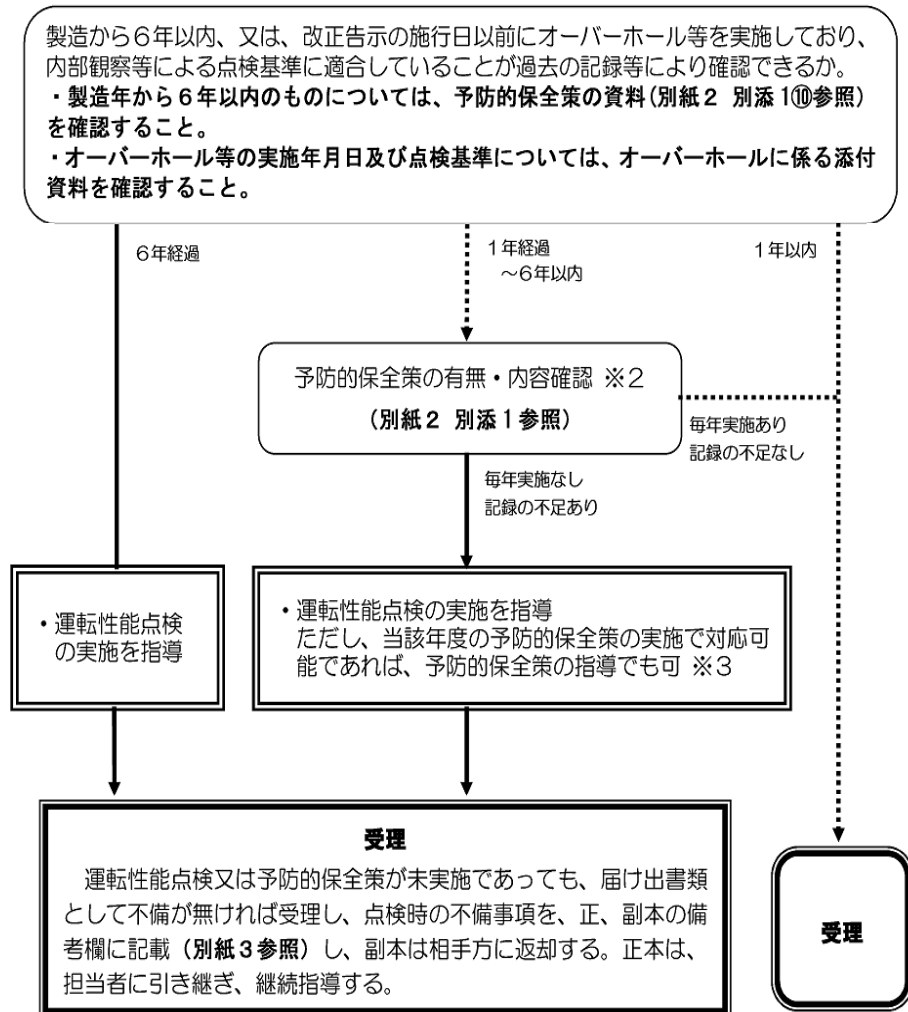
3 消防庁通知(参考)

- (1) 消防用設備等の点検要領の一部改正について(平成30年6月1日付け消防予第373号)(省略)
 (2) 消防用設備等に係る執務資料の送付について(平成30年8月24日付け消防予第528号)(省略)

非常電源（自家発電設備）の点検票受付時の運転性能確認 フローチャート 1



**製造年から6年以内、又は、
改正告示施行前に自主的にオーバーホール等を実施している場合**
フローチャート2



※1 運転性能点検は電気事業法の点検、又はメーカー等による自主点検で負荷運転が実施されている場合やオーバーホール等で予防的保全策が包含された点検が実施されている場合等は、その結果の添付を以て代えることができる。なお、電気事業法による点検記録、メーカーによるオーバーホール等の記録及び予防的保全策の記録作成者は、消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を有する必要はない。

※2 運転性能点検を6年周期に延長できるのは予防的な保全策を毎年実施している場合に限る。

※3 前回の運転性能点検又は製造年から6年以内、改正告示の施行日以前に自主的なオーバーホール等の実施により内部観察等の点検基準を満たしていることが確認できる場合で、前年まで予防的保全策を実施しており、当該年度の実施で対応可能の場合は、予防的保全策実施又は負荷運転、内部観察のいずれかを指導する。

※ 予防的な保全策を講じている場合の負荷運転又は内部観察等の実施期間シミュレーション



その他留意事項

- 非常電源（自家発電設備）の点検は、消防法に基づく点検以外にも電気事業法に基づく点検や、自主的なメーカー保守点検等が行われており、特に電気事業法に基づく点検では、1年又は3年に一度建物を停電させての点検が実施されていることから、当該点検の機会を捉えて、消防法上の点検を併せて実施することが望ましい。
- 点検項目における負荷運転の点検方法として「疑似負荷装置、実負荷等により定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。」とは、出力に余裕を持って設計された自家発電設備において、設計上想定されている負荷が30%を下回ることが確認できる場合にあっては、当該負荷相当の負荷運転の点検で足りるものであること。また、上記負荷率未滿であっても、負荷運転の実施が確認できれば、点検実施済みとして受理すること。（但し、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷、又は当該負荷相当の負荷で点検することが望ましい旨を指導すること。）
また、必要な時間については、負荷運転を実施して、点検基準に定める事項を確認することが目的であるため、負荷運転はこれらの確認に要する時間行えば足りるものであること。
- 内部観察等による点検方法として、「オイルパン等から潤滑油を必要量抜き取り、潤滑油の成分に異常がないか確認する。」「冷却水ドレインコック等から、冷却水を必要量抜き取り、冷却水の成分に異常のないことを確認する。（水冷式内燃機関に限る。）」については、潤滑油や冷却水の交換を行うだけでは、当該点検を行ったことにはならないものであること。
- 点検結果内容にすぐに補正できない不備事項等がある場合は、別紙3「消防用設備等点検結果報告書受付時の不備事項の対応について」の記載例を参照し、返却する副本の備考欄に記載すること。また、正本にも同様に記載し、防火対象物担当者に引き継ぐこと。なお、引き継がれた担当者は、継続指導すること。
- 非常電源（自家発電設備）を設置している防火対象物関係者に対し、点検報告の受付対応時又は立入検査等の機会を捉え、改正後の運転性能点検の制度について、別添リーフレットを活用し周知徹底を図ること。

※ 「運転性能の維持に係る予防的な保全策」を一度でも未実施の年がある場合は、「運転性能点検」の実施が必要となるため注意すること。

別紙2

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

届出者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。

記

防火対象物	所在地				①非常電源（自家発電設備）の記載があることを確認する。		
	名称						
	用途						
	構造・規模	造	地上	階	地下	階	
	床面積	m ²	延べ面積	m ²			
点検期間	年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、 非常電源（自家発電設備） 、配線						
点検票	別添のとおり						
点検者	住所				社名		
	氏名				電話番号		
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
			甲・乙種類	都道府県	交付番号	受講地	受講年月
		消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況	
			特・第1・第2種		交付番号	受講年月	
				年月日	年 月		
				第 号			
※受付欄		※経過欄			※備考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 4 ※印欄は、記入しないこと。
 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
 6 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その1)

名 称		防 火 管 理 者		㊟
所 在 地	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> ㊟総合点検であることを確認する。 </div>		点検実施 責 任 者	
点検種別	機器点検・ 総合点検 ・(設備等設置維持計画による点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			㊟
	良・不良			㊟
	良・不良			㊟
	良・不良			㊟
	良・不良			㊟
	良・不良			㊟

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第24

③非常電源（自家発電設備）の点検票であることを確認する。

（の1）

非常電源（自家発電設備）点検票（設備名）					
名称	④総合点検であることを確認する。			防火管理者	㊟
所在				立会者	㊟
点検種別	機器・ 総合		点検年月日	年 月 日～ 年 月 日	
点検者	資格 番号		点検者 所属会社	社名 TEL	
	氏名			住所	
点検設備名	原動機	製造者名		発電機	製造者名
		型式等			型式等
点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機 器 点 検					
設置状況	周囲の状況				
	区画等		キュービクル式 キュービクル式以外		
	水の浸透				
	換気		自然 機械		
	照明				
	標識				
表 示					
自家発電装置	原動機・発電機		種類：ディーゼル機関/150kW		
	冷却装置	ラジエータ、配管等			
		冷却ファン			
	潤滑油類				
その他の付属機器類					
始動装置	※始動用蓄電池設備				
	始圧縮用空気設備	外形			
		空気だめ		MPa ℓ	
	潤滑油類				
始動用燃料					

⑤原動機がガスタービン以外のものであることを確認する。
※ガスタービンの場合は、負荷運転は不要。

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

◇ 非常電源

別記様式第24

非常電源（自家発電設備）（その2）

制 御 装 置	周囲の状況				
	発電機盤				
	自動始動盤				
	補機盤				
	電源表示灯				
	表示灯				
	開閉器・遮断器				
	ヒューズ類		A		
继电器					
保護装置					
計器類					
燃料容器等	外形				
	燃料貯蔵量	種類	ℓ		
冷却水タンク	外形				
	水量		ℓ		
排気筒	周囲の状況				
	外形				
	貫通部				
配管					
結線接続					
接地					
始動性能					
運転性能	運転状況				
	換気				
停止性能	手動停止				
	自動停止				
耐震措置					
予備品等					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 種別・容量などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 6 票中※印のあるものは、非常電源（蓄電池設備）点検票を添付すること。

別記様式第24

非常電源 (自家発電設備) (その3)			
検			
接 地 抵 抗			
絶 縁 抵 抗			
自家発電装置の接続部			
始 動 装 置	※始動用蓄電池設備		
	始動用空気圧縮設備		
	始 動 補 助 装 置		
保 護 装 置			
※※ 運 転 性 能	負 荷 運 転	水抵抗負荷、50kW	○
	内 部 観 察 等		
切 替 性 能	運 転 切 替 性 能		
	※蓄電池切替性能		
	始動用燃料切替性能		
備 考	電気主任技術者 氏名及び番号 負荷運転又は内部観察等の最終実施年月 (平成〇〇年 〇〇月)		
	1 電気主任技術者 氏名及び資格 (資格)第3種 (氏名) 予防三郎 2 自家用発電設備専門技術者 (資格) KM019999 (氏名) 消防太郎		
	※電気主任技術者等の氏名及び番号の記載を確認する。		
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日
	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日
	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日
	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日

⑥負荷運転の方法(実負荷・水抵抗負荷・乾式ヒータ負荷等)及び負荷運転のkwの記載を確認する。
なお、負荷運転実施の場合は、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷であるか(その1)の自家発電装置:原動機・発電機欄(⑤参照)に記載されているkw数の30%以上となっているか、また、不明の場合は届出者に聞き取り)確認する。30%未満の場合は、30%以上が望ましい旨指導する。

⑦負荷運転、内部観察等を判定欄の○、×等で確認する。-(ハイフン)又は空欄等になっている場合は、聞き取りで確認し、どちらも実施していない場合は、⑨備考負荷運転又は内部観察等の最終年月日が6年以内となっているか確認するとともに、別添1「運転性能の維持に係る予防的な保全策 非常電源(自家発電設備)の交換・整備履歴表」が添付されており、内容が適正か確認する。

⑧点検票を作成する点検実施者が電気事業法の点検又はメーカー保守点検等の実施者と異なることにより、点検票に運転性能点検の結果を記載することができない場合は、別紙として該当する点検の結果を添付すること。この場合、運転性能欄の措置内容欄に別紙である旨を記載させること。

点検を実施した者を記載する。(点検を実施した者を記載するため、電気主任技術者、自家用発電設備専門技術者等のどちらか一方で構わない。)

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等などの内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
 - 票中※印のあるものは、非常電源(蓄電池設備)点検票を添付すること。
 - 票中※※印のあるものは、当該点検項目の最終実施年月を備考欄に記入し、別表第24第2項(6)に規定する運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合は、当該保全策を講じていることを示す書類を添付すること。

◇ 非常電源

(別添1)

運転性能の維持に係る予防的な保全策 (参考例)

非常電源 (自家発電設備) の交換・整備履歴表

この様式は、参考例のため、メーカー保守点検等でこれらの項目を包含した点検が行われた記録が作成・添付されていれば、様式は問いません。

作成	年月日	平成30年 4月 30日		所属会社	社名 ○○○○○株式会社		
	氏名	予防 太郎			住所 新潟市○○区○○町○丁目○番○号 TEL. 025-000-0000		
⑩自家発電設備製造年月		平成26年 4月30日					
設備名等	原動機	製造者名 ○○○○株式会社		発電機	製造者名 ○○○○電気株式会社		
		型式等 ABC-3型			型式等 SDUR-999		
区分	部品等	製造者の交換 (点検) 推奨年数	前回の交換 (点検) 年月	今回の交換 (点検) 実績	今回の交換・整備の内容		
自家発電設備	原動機潤滑油	1	H29.4	○	金属粉混入の分析結果により交換		
	発電機軸受潤滑油	2	H28.4	○	交換		
	冷却水	2	H28.4	○	交換		
	燃料フィルター	1	H29.4	○	交換		
	潤滑油フィルター	1	H29.4	○	交換		
	吸気フィルター	4	H29.4	○	交換		
	冷却ファン駆動用 Vベルト	4	—	○	ひび割れ、伸びにより交換		
	ゴムホース	4	—	○	交換		
	シール材	燃料、冷却水、潤滑油系統	4	—	○	交換	
		給気、排気配管	4	—	○	交換	
外箱の扉、給油口等		4	—	○	交換		
制御装置	始動用蓄電池	6	—	○	内部抵抗確認、電解液補充		
	PLC用電池	6	—	—			
始動補助装置	予熱栓	(1)	(H29.4)	(○)	目視確認		
	点火栓	—	—	—	該当なし		
	冷却水ヒータ	(1)	(H29.4)	(○)	温度確認、断線確認		
	潤滑油プライミングポンプ	(1)	(H29.4)	(○)	機能確認		
備考	整備・点検実施年月	氏名 及び 資格					
	H26.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					
	H27.4	予防 一郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999991、△△資格者No.11111					
	H28.4	予防 二郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999992、××専門資格者No.22222					
	H29.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					
	H30.4	予防 太郎 消防設備点検資格者 第1種 No.999999990、○○技術資格者No.99999					

前回の運転性能点検以降、毎年、予防的な保全策が講じられていることを確認する。

(別添2)

「運転性能の維持に係る予防的な保全策」

運転性能の維持に係る予防的な保全策とは、1に掲げる項目を1年ごとに確認し、かつ、2に掲げる部品を標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（製造者が設定する推奨交換期間等）以内に交換することをいう。

1 確認すべき項目

- (1) 自家発電設備に予熱栓が設けられている場合
予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。
- (2) 自家発電設備に点火栓が設けられている場合
 - ア 電極の異常な消耗がないこと。
 - イ プラグギャップ値が製造者の指定値範囲内であること。
 - ウ 異常なカーボンの付着がないこと。
- (3) 自家発電設備に冷却水ヒータが設けられている場合
 - ア 冷却水ヒータケース外周又は近傍の配管等に触れ、その他の部位より温度が高いことを確認すること。
 - イ テスタにて冷却水ヒータの断線等の有無を確認すること。
- (4) 自家発電設備に潤滑油プライミングポンプが設けられている場合
潤滑油プライミングポンプが正常に作動していることを確認すること。

2 交換すべき部品

- (1) 潤滑油
- (2) 冷却水
- (3) 燃料フィルター
- (4) 潤滑油フィルター
- (5) ファン駆動用Vベルト
- (6) 冷却水用等のゴムホース
- (7) 燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いられるシール材
- (8) 始動用の蓄電池

消防用設備等点検結果報告書受付時の不備事項の対応について

すぐに補正できない不備については、不備事項等記載例を参考に、正、副本の備考欄に記載し、副本については相手に返却、正本については、担当者に引き継ぎ継続指導すること。
なお、継続指導については、期限を設ける等、早期の改修を指導すること。

不備事項等記載例

不備事項等	点検結果報告書備考欄への記載例
消防用設備等の種類ごとの点検票添付漏れ	「その他の消防用設備等についても点検を実施し報告して下さい。」
消火器の耐圧性能点検の未実施	「消火器の耐圧性能点検を実施し報告して下さい。」
容器弁の安全性の点検の未実施 (ガス系消火設備等)	「〇〇消火設備の容器弁の点検を実施し報告して下さい。」
ホースの耐圧性能点検の未実施 (屋内消火栓設備(易操作性1号・2号・広範囲型2号を除く。)、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ、連結送水管)	「〇〇設備ホースの耐圧性能点検を実施し報告して下さい。」
連結送水管の配管の耐圧性能点検の未実施	「連結送水管の耐圧性能点検を実施し報告して下さい。」
配線の点検票の添付漏れ	「〇〇設備の配線の点検を実施し報告して下さい。」
非常電源の点検票の添付漏れ ※1	「非常電源の点検を実施し報告して下さい。」
非常電源(自家発電設備)の運転性能点検の未実施 ※2	「非常電源(自家発電設備)の運転性能に関する点検を実施し報告して下さい。」
次回の点検報告時期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 次回報告年月 年 月 </div> 配布済みのスタンプを使用し、記入してください。

※1 特に自家発電設備の始動用蓄電池設備の点検票、共同住宅用自動火災報知設備のG P型3級受信機用の蓄電池設備の点検票等の添付漏れに注意すること。

※2 非常電源(自家発電設備)の点検は、消防法に基づく点検以外にも電気事業法に基づく点検や、自主的なメーカー保守点検等が行われており、特に電気事業法に基づく点検では、1年又は3年に一度建物を停電させる点検が実施されていることから、当該点検の機会を捉えて、消防法上の点検を併せて実施することが望ましいこと。

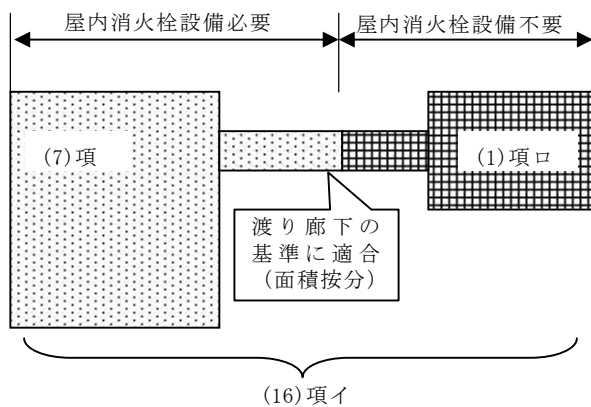
ただし、消防法上の点検と併せて実施できない場合は、消防法に基づく点検以外の点検で、運転性能点検の項目又は予防的な保全策の項目を包含する点検が行われている場合は、当該点検を以て消防法上の点検を実施したものとして取り扱って差し支えないものであることを相手方に説明すること。

■ Q & A ☆

(複合用途に対する非常電源の考え方)

Q (16)項イ(特定複合用途)の(7)項(学校)部分に設置が必要となった屋内消火栓設備の非常電源は特定用途で1,000㎡以上となるため自家発電設備もしくは蓄電池設備としなければならないか。

A 渡り廊下の基準に適合し、消防用設備の設置基準は(7)項と(1)項ロに分けて判定する。よって、(7)項に対する屋内消火栓設備となるため専用受電設備による非常電源とすることができる。



◇ 非常電源